

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町町民の森施設運営条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町町民の森施設運営条例第 5 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町町民の森施設運営条例 (保護の措置)</p> <p>第 5 条 町長は、前条の規定により違反した者については、許可を取り消し、かつ、撤去させ、原状回復を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町町民の森施設運営条例第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町町民の森施設運営条例第 5 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町町民の森施設運営条例 (保護の措置)</p> <p>第 5 条 町長は、前条の規定により違反した者については、許可を取り消し、かつ、撤去させ、原状回復を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日